平成２４年（フ）第３９２号
千葉県佐倉市上志津原124番地６
債務者　高木　範久
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３９５号
千葉県佐倉市臼井田370番地14
債務者　関口美菜子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４００号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井３丁目３番391
債務者　成田　久二
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０１号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井３丁目３番391
債務者　成田　智子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０３号
千葉県八街市富山1314―3003　ＴＯＹＡＭＡ101号室、住民票上の住所千葉県八街市榎戸983番地７　ヴィレッジさつき１―105
債務者　粕谷　　修
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０７号
千葉県佐倉市大蛇町594番地12
債務者　江澤加奈子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４４号
千葉県富津市青木３丁目19番地９　ミキハイツ202
債務者　安田　光宏
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２５１０号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅２棟502号
債務者　竹内　洋子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０７号
愛知県刈谷市松栄町３丁目15番地２　ハイツ松栄Ａ103号、前住所愛知県刈谷市末広町１丁目15番地７
債務者　笹野　文男
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
岡山県倉敷市玉島上成828番地14
債務者　垰和　義昭
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
北海道稚内市はまなす２丁目６番23号　神田方
債務者　山岸　勇太
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第２８９号
茨城県稲敷郡美浦村大字大谷275番地１　サンビレッジ美浦205、前住所埼玉県川口市中青木３丁目12番７号
債務者　村松　　雅
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０１号
茨城県石岡市石岡2617番地３
債務者　横島美智子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８４７号
埼玉県飯能市大字双柳744番地１　ハイツウエルト206、前住所埼玉県飯能市美杉台５丁目23番地１　グランドゥールＣ201
債務者　齊藤　和宏（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７２７号
北海道北広島市稲穂町東11丁目１番地６
債務者　五十嵐比佐子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２８号
札幌市中央区南８条西７丁目1036番地　南８西７ビル302号
債務者　金澤加代子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２９号
北海道石狩郡当別町美里505番地174
債務者　佐藤　昭光
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部